

2020年8月7日

新設分割にかかる事前備置書類
(会社法第803条および会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
株式会社明光ネットワークジャパン
代表取締役 山下 一仁

株式会社明光ネットワークジャパン（以下「当社」といいます）は、2020年7月31日付新設分割計画書に基づき、当社の明光義塾事業の一部を新たに設立する株式会社One link（以下「新会社」といいます）に継承させる新設分割を行うことといたしました。

当社が、会社法第803条および会社法施行規則第205条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項第2号）

2020年7月31日付作成の新設分割計画書の内容は、別紙1のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本件分割に際して300株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

なお、交付株式数につきましては、新会社の株式の全てが当社に割り当てられることから、これを任意に定めることができるものと認められます。

当社は、新会社が承継する資産等の事情、適切な出資単位の設定、その他諸般の事情を勘案した結果、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新会社の資本金および準備金の額を、会社計算規則に従い、新設分割計画書第5条記載のとおりとすることといたしました。

当社は、新会社が承継する資産等および今後の事業活動等の諸般の事情を考慮した結果、当該資本金および準備金の額は相当であると判断しております。

3. 最終年度の末日後に生じた当社の重要な後発事象等の内容（会社法施行規則第205条第6号イ）

該当すべき事項はありません。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第7号）

当社の2019年8月31日現在の貸借対照表に示される当社の資産および負債の内容並びに額、2020年7月31日より現在に至るまでの当社の資産および負債の変動の状況、本件新設分割により新会社に対して承継する資産および負債の内容並びに額を考慮しても、本件効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みには問題がないものと判断しております。

新会社においては、新会社が承継する債務は当社が併存的債務引受けをすること、また新会社の今後の事業展開等を勘案したうえで決定された資産を承継することから、本件効力発生日以後における新会社の債務の履行の見込みには問題がないものと判断しております。

なお、本件分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載して書面を備え置きいたします。

以上

分割計画書

株式会社明光ネットワークジャパン（以下「当社」という）は、当社の明光義塾直営事業の一部（以下「本件事業」という）を新設会社「株式会社 One link（以下「新会社」という）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割を行う。ただし、会社法第805条の規定により、分割計画につき株主総会の承認を得ないで新設分割を行うものとする。会社分割計画は以下のとおりとする。

第1条（新会社の定款記載事項）

新会社の本店の所在地は、大阪府箕面市西小路3丁目1番1号ウェストフィールド3階とし、新会社の目的、商号、発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、別紙1「定款」記載のとおりとする。

第2条（新会社の設立時取締役、設立時監査役の氏名）

新会社の設立時代表取締役、設立時取締役および設立時監査役は次のとおりとする。

設立時代表取締役 田原一

設立時取締役 田原一、木村佐千恵、内田仁

設立時監査役 山野智也子

第3条（承継する資産、債務、その他の権利義務）

- 1 新会社は、当社から別紙2「承継権利義務明細書」記載の資産、債務、その他の権利義務（以下「本権利義務」という）を承継する。
- 2 本分割後、当社は、新会社に承継される債務すべてについて重疊的債務引受をする。

第4条（新会社の普通株式全部の取得）

新会社は、本分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として普通株式300株を発行し、当社に全株式を割り当てる。

第5条（新会社の資本の額および準備金）

新会社の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

資本金 金50,000,000円

資本準備金 金15,000,000円

第6条（新設分割による変更および設立）

本分割は、2020年8月31日までに必要な手続きを終了させ、新設分割による変更の登記及び設立の登記をする。また、新会社設立の予定日（以下「新会社の成立の日」という）は、2020年9月1日とする。

ただし、手続きの進行上必要ある場合は、当社の取締役会の承認を得てこれらを変更することができる。

第7条（競業避止義務の不存在）

当社は、本分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業避止義務を負わない。

第8条（条件の変更）

本分割計画書作成後、新会社の成立の日に至るまでの間に、法令に定められた関係官庁の承認が得られないとき、または天災事変その他の事由により、本権利義務に重大な変動が生じたときは、当社は必要に応じて本分割計画書を変更し、または本分割を中止することができる。

第9条（雇用契約の承継）

本分割において、当社と本件事業に所属し、かつ、主として従事する全ての従業員との間の雇用契約は、新会社に承継する。

第10条（規定外事項）

本分割契約書に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項は、本分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

本分割計画の成立を証するため、本分割計画書1通を作成し、当社がこれを保有する。

2020年7月31日

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
株式会社明光ネットワークジャパン
代表取締役 山下 一仁

株式会社 One link 定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社 One link と称し、英文では One link Co.,Ltd. と称する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 学習塾の経営
- (2) 学習教材の販売
- (3) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3条 (本店所在地)

当社は、本店を大阪府箕面市に置く。

第4条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第5条 (機関構成)

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、1, 200株とする。

第7条 (株券の発行)

当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

第8条 (株式の譲渡制限)

当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

第9条 (基準日)

当社は、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合は、同項記載の日の後に募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割その他これに準ずる事由により当社の議決権を有

する株式を取得した者の全部又は一部を当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。

- 3 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

第10条（株式取扱規程）

当会社の株式の譲渡承認手続、株主名簿記載事項の記載の請求手続その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第11条（招集時期）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第12条（招集権者）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役社長が招集する。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

第13条（招集通知）

株主総会の招集通知は、当該株主総会の目的事項について議決権を行使することができる株主に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに発するものとする。

第14条（株主総会の議長）

株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長になる。
- 3 取締役全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

第15条（株主総会の決議）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

第17条（議事録）

株主総会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役及び監査役その他会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は、3名以上7名以内とする。

第19条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。

- 2 代表取締役社長は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議により取締役の中から、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を定めることができる。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

第24条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

- 2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

第25条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

第26条（議事録）

取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名又は名称その他会社法施行規則第101条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

第27条（取締役会規則）

取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

第28条（取締役の責任の一部免除）

当社は、会社法第423条第1項の行為に関する取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

第29条（取締役の報酬）

取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

第30条（監査役の員数及び選任）

監査役の員数は、1名とする。

- 2 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上

を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第31条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（監査役の報酬）

監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

第33条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月末日までの年1期とする。

第34条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第35条（中間配当）

当社は、取締役会の決議により、毎年2月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

第36条（配当の除斥期間）

剰余金の配当又は中間配当が、その支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第7章 附則

第37条（最初の事業年度）

当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2021年8月31日までとする。

第38条（設立時役員）

当社の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表取締役 田原一

設立時取締役 田原一、木村佐千恵、内田仁

設立時監査役 山野智也子

第39条（法令の準拠）

この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社明光ネットワークジャパンの明光義塾直営事業の一部に関して有する権利義務を分割して本会社を設立するにつき、この定款を作成する。

2020年8月31日

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
株式会社明光ネットワークジャパン
代表取締役社長 山下一仁

承継権利義務明細書

本件新設分割の効力発生日において、新会社は当社から明光義塾直営事業の一部（以下「本件事業」という）に属する下記の資産、負債、契約等の権利義務を承継するものとする。

なお、対象資産負債の評価は、2020年8月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

下記を含む本件事業に関する一切の資産

- ・固定資産額 27,361千円（明細は次のとおり）

教室名	保証金残高	保証金相手先	長期前払費用	資産除去債務資産	工具器具備品	建物付属設備	営業権	前受金
北信太教室	0		0	0	0	204,071	0	9月分授業料
住之江浜口教室	1,025,000	住之江浜口/2階西側/㈱パレス	666,667	0	0	1,198,645	0	
尾崎教室	0		0	0	157,891	0	0	
鳳教室	0		397,727	0	0	0	0	
久米田教室	0		0	0	0	0	0	
八尾駅前教室	1,532,000	八尾駅前/OKC㈱	0	0	0	0	0	
東湊教室	500,000	東湊/㈱近商ストア	0	0	0	4,065,257	0	
春木教室	300,000	春木/武田正仁	500,001	0	0	990,277	0	
箕面外院教室	100,000	箕面外院/日本住宅流通㈱	0	0	0	0	0	
箕面小野原教室	500,000	箕面小野原/山脇秋枝	416,667	0	0	0	0	
茨木春日教室	500,000	茨木春日/村井幹伸	0	0	0	0	0	
河内松原教室	475,800	河内松原/日下和子	0	0	0	0	0	
河内天美駅前教室	1,000,000	河内天美駅前/㈱シマダ	0	0	0	0	0	
岸里教室	1,200,000	岸里/日比敏継	0	0	0	0	0	
都島教室	1,412,460	都島/高砂秀信	0	467,837	0	0	0	
福島教室	1,000,000	福島/西川産業㈱	0	467,837	0	756,986	0	
大正区役所前教室	204,000	大正区役所前/㈱YK	170,000	467,837	0	0	0	
箕面教室	1,750,000	箕面/西田和彦	0	0	575,480	406,122	0	
JR奈良教室	913,200	JR奈良駅前/㈱垣内商会	238,637	0	858,520	0	0	
京終教室	726,000	京終/㈱丸和不動産	192,500	0	0	168,128	0	
桜井北教室	300,000	桜井北/御簾商行㈱	556,819	0	0	0	0	
合計	13,438,460		3,139,018	1,403,511	1,591,891	7,789,486	0	

- ・現預金 60,000千円

2. 負債

下記を含む本件事業に関する一切の負債（全て重疊的債務引受の方法による）

- ・前受金 20,000千円

3. 契約関係（雇用契約は除く）

本件事業に関して当社が締結した基本取引契約、業務委託契約、その他本件事業に付帯関連する一切の契約上の地位及び契約に基づき発生する権利義務

4. 雇用契約

本件事業に所属し、かつ、主として従事する全ての従業員との雇用契約における使用者たる地位

以上